

# 岡谷市中学生期のスポーツ・文化活動指針



令和7年7月  
岡谷市教育委員会



## I 指針改定の背景

現行の学習指導要領（平成29年3月告示）によれば、中学校における部活動は学校教育の一環とされ、スポーツや文化等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものとされていました。

少子化の進展等により、部活動を従来と同じ形で維持することが難しくなり、廃部や他校との合同化など、部活動を1校単位では存続することが厳しくなっている現状や、少子化に合わせ総体的な教職員も少なくなる中で、専門的指導のできる顧問の不足や多忙な教員の負担軽減の視点など、学校における働き方改革の側面においても、従来の学校部活動を抜本的に見直す必要が生じてきました。

こうした時代の変化を背景に、国は令和4年度に学校部活動に係るガイドラインを全面的に改定し、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定しました。その中で、国から新たな地域クラブ活動への移行の方向性が示され、令和7年度までの3年間を改革集中期間として重点的に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すことになりました。

長野県においても、「地域の子どもたちは学校を含めた地域で育てる」という意識の下、可能な限り早期に、地域において、子どもたちが生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しめる環境を構築することや、教員の働き方改革を推進するため、県のスポーツ活動の指針と文化部活動の指針を統合した「長野県中学生期のスポーツ・文化活動指針」を令和6年3月に策定し、スポーツ・文化部活動の新たな姿が示されました。

国・県の指針において、新たな地域クラブ活動は、学校の教育課程外のいわゆる社会体育活動、或いは、社会文化活動の一環と捉えることができるとされ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法による「スポーツ」、「文化芸術」として位置付けられるものとされており、学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要とされています。

本市においては、平成31年度に「中学部活動あり方指針」を制定し、主に部活動における活動基準や教員の働き方改革の視点を中心に運用してまいりましたが、その後、国県から示された指針等に基づき、学校部活動から地域クラブ活動へと転換を図ることをめざしつつ、県指針において策定が求められている「設置する学校に係る学校部活動の方針」を位置付けるため、従来の市指針を全面的に見直し、運動部及び文化部に関わる市の全体的な指針として「中学生期のスポーツ・文化活動指針」を策定するものです。

## Ⅱ 本指針の適用範囲

本指針は、市内中学校の運動部活動及び文化部活動に加え、学校部活動から移行した地域クラブ活動も適用するものとします。小学校のクラブ活動等の課外活動については学習指導要領に位置付けられるものではありませんが、県指針及び本指針に準じるものとします。

そのほか、地域において実施されている既存のクラブ活動や民間クラブ等についても、県指針の趣旨を踏まえ、適切で効果的な活動となるよう取組をお願いするものとします。

## Ⅲ 県指針の準用

「長野県中学生期のスポーツ・文化活動指針」では、学校部活動の適切な運営のための体制整備や合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組などに関する、市教育委員会や校長が果たすべき役割等が項目ごと明記されており、本市における中学校の運動部活動及び文化部活動に関しては、基本的に県の指針を準用することとします。

### 「長野県中学生期のスポーツ・文化活動指針（R6.3）」のポイント

#### 学校部活動

- ・「適切な運営のための体制整備」、「合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組」、「適切な休養日と活動時間等」については、原則としてこれまでの内容を踏襲する。さらに、「生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備」、「学校部活動の地域との連携」、「大会等の在り方の見直し」を推進する

#### 新たな地域クラブ活動

- ・生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の心身の健全育成等を図るためだけでなく、地域住民にとってもより良い地域スポーツ・文化芸術環境を目指し、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校等の関係者の理解と協力の下、生徒の活動の場として、地域クラブ活動を行う環境を速やかに整備する

#### 新たな地域クラブ活動への移行の目的

- ・地域において、子どもたちが生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しめる環境を構築する
- ・教員の働き方改革を推進し、学校教育の質の向上を図る

#### 移行のスケジュール

- ・原則として、休日・平日ともに、全ての学校部活動を新たな地域クラブ活動に移行する
- ・国が示す令和7年度までの改革推進期間中に新たな地域クラブ活動の環境整備を鋭意進め、可能な限り早期の実現を目指しつつ、地域の実情に応じ、令和8年度末を目途に休日の学校部活動の地域クラブ活動への移行完了を目指す
- ・平日はできるところから移行を進め、平日の移行が難しい場合でも生徒の活動を保障しつつ、日課の調整等により教員の勤務時間外の部活動指導を減らす工夫を検討・実施する
- ・県教育委員会は、令和7年度までの移行状況を調査・検証し、改めて平日の移行について方針を示す

## IV 部活動の活動基準

運動部活動及び文化部活動の活動にあたり、県指針に休養日や活動時間等の基準が定められていますが、市教育委員会が定める方針の策定にあたっては、県の活動基準を踏まえ、休養日及び活動時間等を設定し、明記することが求められていることから、下記のとおり、市の基準を設定します。

### 【部活動の活動基準】 ※赤字の下線は県指針における活動基準

#### 1 休養日と活動時間

- ・疲労蓄積を抑え、練習効果を高めるため、学期中は週当たり2日以上の休養日を設け、平日は少なくとも1日、土日は少なくとも1日以上は休養日とする。
- ・週末の大会等への参加には振替休養日を設け週末活動が常態化しないよう配慮する。
- ・長期休業中は、期間の半分以上の休養日を設定し、十分な休養や多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

#### 2 総活動時間

- ・平日1日の活動時間は、長くても2時間程度とする。
- ・休日、長期休業中の活動時間は、長くても3時間程度とする。
- ・活動時間は、できるだけ短時間に収め、合理的かつ効率的、効果的な活動を行う。
- ・大会参加等により1日の活動時間を上回る場合は、別日の活動時間と調整等を行う。

#### 3 朝の部活動

- ・放課後の活動時間の確保を基本とし、朝の部活動は原則行わない。
- ・十分な練習時間が確保できない場合には、生徒の健康や生活リズム等に配慮し、生徒や保護者に十分な説明の上、30分間を目安に活動することができる。ただし、ウォームアップやクーリングダウンの時間が取れないため激しい練習は避ける。

#### 4 その他

- ・平日、休日の部活動後、「部活動の延長としての社会体育活動、社会文化活動」は原則として行わない。
- ・施設関係や日没の早い時期など、練習時間が十分に確保できない場合は、活動基準を遵守の上、部活動を延長して実施することができる。
- ・個人の意思による参加を除き、部活動顧問は社会体育活動等へは参加しない。

## V 学校部活動に係る方針の策定

学校長は、県指針及び本指針に則り、学校ごとの部活動の休養日や活動時間等を設定し、

毎年度「学校部活動における活動方針」を定め、学校ホームページ等により公表を行います。

学校が定める部活動の方針は、地域クラブ活動で活動する生徒や指導者等も共有します。

## VII 新たな地域クラブ活動への移行

これまで教育活動の一環として取り組まれてきた運動部活動及び文化部活動については、地域クラブ活動への移行に伴い、今後は、学校部活動の教育的意義を継承しつつ、学校の教育課程外の活動として、地域の中で運営される社会体育活動や社会文化活動などの一環として地域の活動に移行していくことになります。

この新たな地域クラブへの移行を進めるためには、活動主体となる地域の団体や新たな指導者の確保を進める必要がありますが、地域によって実情に違いがあることから、本市においては、可能な限り早期の実現をめざしつつ、まずは休日の運動部活動から地域クラブ活動への移行を進め、段階的に文化部活動や平日の部活動の移行に取り組むこととします。

また、休日部活動の地域クラブへの移行に関して、長野県としては令和8年度末の完了をめざすとされていますが、広域的視点を踏まえた環境整備など、調整に時間を要するものもあることから、本市の実情を踏まえた上で、県の完了目標を目安としつつ、できるところから取組を進めてまいります。

なお、新たな地域クラブ活動の環境整備にあたっては、長野県が令和6年3月に策定した「長野県地域クラブ活動推進ガイドライン」において、県のガイドラインを踏まえた市町村個別の推進計画を策定することが求められており、新たな地域クラブ活動への移行に向け、本市の推進計画を別途策定することとします。